

令和 7 年 度

業務設計書（公示用）

業務名： 国庫補助事業 7・4・43東4丁目通（国道12号～北2条通間）電線共
同溝管理図作成業務

令和 7 年 6 月 単価適用

建設局 土木部 工事課 街路工事一係

位置図



北6条線

北5条手稲通

創成川通

履行場所（中央区北1条東3丁目ほか）

北3条通

北1条雁来通

大通

東4丁目通

業務名： 国庫補助事業 7・4・43東4丁目通
（国道12号～北2条通間） 電線共同溝管理図作成業務

履行場所： 中央区北1条東3丁目ほか

()	業務名	国庫補助事業 7・4・43東4丁目通（国道12号～北2条通間）電線共同溝管理図作成業務
-----	-----	---

1. 積算金額

区 分		設計金額（円）
業 務 委 託 費		
内 訳	業 務 価 格	
	消費税相当額	

業務説明書

1. 概要

管理図作成 一式
電線共同溝詳細設計 L=0.1km
(個人情報取扱事務)

2. 場所

札幌市中央区北1条東3丁目ほか

3. 期間

契約書に示す着手の日から令和 8年 3月18日までとする。

4. 図面

添付図面1枚

5. 仕様書

電線共同溝技術マニュアル(案)(北海道無電柱化推進協議会)、電線共同溝(道路保全技術センター)、道路土工 カルバート工指針(日本道路協会)、道路土工 仮設構造物工指針(日本道路協会)、道路構造令の解説と運用(日本道路協会)、道路事業設計要領(北海道建設部道路整備課)、札幌市土木設計業務共通仕様書、土木工事標準設計図集、北海道開発局道路設計要領、札幌市公共測量仕様書、札幌市歩道施工ガイドライン、その他関係資料並びに特記仕様書によること。

6. 特記仕様書

別添のとおり。

■ 特記仕様書（共通） ■

1 役務の目的

本役務の目的は以下のとおりである。

- ・ 東 4 丁目通（国道 12 号～北 2 条通間）電線共同溝新設工事に伴う管理図の作成
- ・ 東 4 丁目通（国道 12 号交差点部）における電線類地中化を目的とした電線共同溝修正設計

2 業務着手日

令和 7 年 8 月 8 日を着手日（想定）とする。

3 業務内容

項目	設計条件
設計項目・数量	① 電線共同溝実施設計 L=108m ② 管理図作成 L=379m
工区割りの有無	有（路線ごとに分割する） ・ 無

4 電子納品

- 1) 本業務は電子納品対象業務とする。なお、電子納品の運用にあたっては「電子納品に関する手引き【土木業務編】」（以下、「手引き」という。）に基づいて行うものとする。
- 2) 成果品は、「手引き」に基づいて作成した電子データを電子媒体（CD-R、DVD-R 等）で 2 部提出する。「手引き」で特に記載のない項目については、原則として電子データを提出する義務はないが、疑義がある場合は担当職員と協議のうえ、電子化の是非を決定する。
- 3) 成果品の提出の際には、業務中及び業務完了前にシステムチェックとウイルスチェックを実施したうえで提出すること。
- 4) 図面データについては、本市で使用している AutoCAD のバージョンを担当職員に確認し、同ソフトにおいて文字化け、フォントサイズによるずれ等が発生しないよう、成果品を作成すること。また、図面内に図表を配置する場合は、併せて元データを提出すること。

5 納入成果品

納入成果品は以下のとおりとする。また、本項に記載の無い事項については、札幌市土木設計業務共通仕様書による。

【電線共同溝実施設計】

(1)	設計図	縮小製本 1 部、電子データ 1 式
		電子媒体での納入については PDF 形式とする。
(2)	構造計算書 数量計算書 報告書	製本 1 部、電子データ 1 式
		電子媒体での納入については PDF 形式および、広く一般に使用されている形式（Word、Excel 等）とする。
(3)	整備計画書	縮小製本 1 部、電子データ 1 式

※各成果品の提出時期については監督員と協議すること。

【管理図作成】

(1)	管理図	提出形式等の詳細については特記仕様書(管理図作成)によること。
(2)	整備計画書(変更)	
(3)	電線共同溝管理台帳	
(4)	連系設備引渡書	
(5)	数量調書	

6 設計協議について

打合せには主任設計者が立ち会うこととし、打ち合わせ回数は着手時・中間 1 回・成果品納入時の計 3 回とする。また、管理図作成に係る打ち合わせを行う場合は、必要に応じて工事請負業者を含めて行うこと。

7 個人情報の取り扱い

受託者は、この契約による業務を処理するに当たって個人情報を取り扱う際には、別記「個人情報の取扱いに関する特記事項」を守らなければならない。

8 設計根拠等

設計計算等において、その決定根拠及びそれに基づく文献等（頁）については明確にすること。

9 環境負荷低減への取組み

受注者は設計にあたって建設副産物の発生、抑制、再利用の促進等を視点に取り入れた設計を行うこと。なお、工法の選定に際しても、十分に周辺環境への影響に配慮すること。

また、本業務に係る物品の使用等については、「札幌市グリーン購入ガイドライン」に基づいて行うこと。

(URL ; http://www.city.sapporo.jp/kankyo/management/ems_torikumi/green.html)

10 主任設計者・照査技術者について

本業務の主任設計者及び照査技術者は、下記の条件を満たす者とする。

① 主任設計者は、下記資格要件分類表の(Ⅰ)の要件を満たす者とする。

② 照査技術者は、下記資格要件分類表の(Ⅰ)の要件を満たす者とする。

資格要件分類表

要件分類	資 格	
	主任設計者	照査技術者
資格要件(Ⅰ)	技術士(建設部門-道路、総合技術管理部門-建設-道路)、RCCM(道路)のいずれかの資格保有者	
資格要件(Ⅱ)	技術士(建設部門、総合技術管理部門-建設、RCCM(道路)のいずれかの資格保有者	
資格要件(Ⅲ)	技術士(建設部門、総合技術管理部門-建設)、RCCM(別表1)のいずれかの資格保有者、又は、建設コンサルタント等の業務について実務経験(大学・短大・高専卒20年、高卒22年、その他25年以上)を有する者。	技術士(建設部門、総合技術管理部門-建設)、RCCM(別表1)のいずれかの資格保有者
資格要件(Ⅳ)	技術士(別表2)、RCCM(別表3)のいずれかの資格保有者、又は、建設コンサルタント等の業務について実務経験(大学13年、短大・高専卒15年、高卒17年以上)を有する者。	技術士(別表2)、RCCM(別表3)のいずれかの資格保有者

別表1

R C C M	河川、砂防及び海岸・海洋	都市計画及び地方計画
	港湾及び空港	鋼構造及びコンクリート
	道路	トンネル
	鉄道	施工計画、施工設備及び積算
	造園	建設環境

別表2

技 術 士	建設、総合技術管理-建設	:(科目問わず)
	上下水道、総合技術管理-上下水道	:上水道及び工業用水道、下水道
	農業、総合技術管理-農業	:農業土木
	森林、総合技術管理-森林	:森林土木
	水産、総合技術管理-水産	:水産土木
	応用理学、総合技術管理-応用理学	:地質

別表3

R C C M	河川、砂防及び海岸・海洋	造園
	港湾及び空港	都市計画及び地方計画
	電力土木	地質
	道路	土質及び基礎
	鉄道	鋼構造及びコンクリート
	上水道及び工業用水道	トンネル
	下水道	施工計画、施工設備及び積算
	農業土木	建設環境
	森林土木	水産土木

11 合同現地踏査の実施について

受注者が希望する場合、担当職員と協議の上、受注者及び発注者合同で現地踏査を実施することができる。実施を希望する場合は、業務着手後速やかに担当職員と協議を行うこととし、合同現地踏査に関する費用は設計変更にて計上するものとする。

合同現地踏査を行った際には、確認事項等を打合せ記録簿に記録し、内容について受注者及び発注者で確認を行うこと。なお、設計内容に追加や変更が生じた場合は、担当職員と協議の上、設計変更の対象とする。

12 積算に使用している追加単価等について

本業務に係る業務費の積算にあたり、積算に使用された追加単価（札幌市で公表されている資材単価と月刊の「建設物価」（一般財団法人建設物価調査会発刊）及び「積算資料」（一般財団法人経済調査会発刊）に掲載されている単価以外）については、次のとおり閲覧できる。

○公表の方法

1. 公表場所：資材単価コーナー（札幌市役所本庁舎8階 土木部工事課）
2. 公表方法：閲覧用ファイル（土木部所管土木工事追加単価及び歩掛綴）

（注意事項）

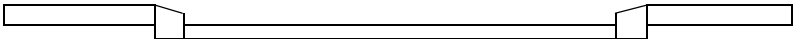
使用した単価は予定価格算出上のものであり、特定の製品を指定したものではない。

13 その他・参考資料

- ・業務内容について、不明な点、疑義等が生じた場合は、担当職員と協議すること。
- ・本業務で知り得た情報については、一切第三者に漏らしてはならない。
- ・交通規制等を伴う場合は、交通管理者との協議のうえ道路使用許可を取得し、それに定められた通りの時間内にて作業を完遂すること。また保安施設の設置についても、上記同様、事前に交通管理者の道路使用許可を受け、交通状況に応じた適切な配置を行い安全管理に努めること。

■ 特記仕様書 (CCB) ■

1. 設計条件

項 目		内 容																		
代表路線	幅員構成	歩道 (3.5m) 車道 (13.0m) 歩道 (3.5m) 																		
占用物件等		<table><tr><th>有無</th><th>種 類</th><th>備 考</th></tr><tr><td>○有・無</td><td>電 力</td><td></td></tr><tr><td>○有・無</td><td>通 信</td><td></td></tr><tr><td>○有・無</td><td>ガ ス</td><td></td></tr><tr><td>○有・無</td><td>水 道</td><td>札幌市水道局</td></tr><tr><td>○有・無</td><td>下 水</td><td>札幌市下水道河川局</td></tr></table>	有無	種 類	備 考	○有・無	電 力		○有・無	通 信		○有・無	ガ ス		○有・無	水 道	札幌市水道局	○有・無	下 水	札幌市下水道河川局
		有無	種 類	備 考																
		○有・無	電 力																	
		○有・無	通 信																	
		○有・無	ガ ス																	
		○有・無	水 道	札幌市水道局																
○有・無	下 水	札幌市下水道河川局																		
関係機関協議		<table><tr><th>協 議 先</th><th>内 容</th></tr><tr><td>公安委員会</td><td>信号類の地中化について</td></tr><tr><td>各電線管理者（電力）</td><td>電線共同溝の参画条件について</td></tr><tr><td>各電線管理者（通信）</td><td>電線共同溝の参画条件について</td></tr><tr><td>埋設物管理者</td><td>電線共同溝新設に伴う支障移転について</td></tr><tr><td></td><td></td></tr></table>	協 議 先	内 容	公安委員会	信号類の地中化について	各電線管理者（電力）	電線共同溝の参画条件について	各電線管理者（通信）	電線共同溝の参画条件について	埋設物管理者	電線共同溝新設に伴う支障移転について								
		協 議 先	内 容																	
		公安委員会	信号類の地中化について																	
		各電線管理者（電力）	電線共同溝の参画条件について																	
		各電線管理者（通信）	電線共同溝の参画条件について																	
		埋設物管理者	電線共同溝新設に伴う支障移転について																	

項 目	内 容		
提供資料	項 目	有無	詳細
	測 量 成 果	①・無	R4 成果品
	過年度 設 計 成 果 品	①・無	R3 予備設計
	構造計算書	①・無	特殊部など（過年度実施設計成果）
	地 質 資 料	有・①	
	その他	①・無	過年度予備設計・実施設計成果品
※提供資料については現地との整合性を確認したのちに使用すること			

2. 設計諸条件について

本業務における設計の諸条件については以下のとおりとする。

電線共同溝(C・C・Box)詳細設計(全体設計) 設計延長 L = 108m

予備設計成果の有無	有
地域による補正の有無	無

管理図作成 設計延長 L = 379m

予備設計成果の有無	有
地域による補正の有無	無

3. 関係機関との協議について

電線共同溝参画企業者（電線管理者）等関係者との打合せは 5 機関を想定している。

調整の結果、機関数に変更が生じる場合は監督員と協議すること。

4. その他

- (1) 設計に当っては各電線管理者との協議結果に基づいた設計・構造規格決定を行うものとし、工事材料に関する経済的条件等も考慮したうえで最も現地に適した設計をおこなうこと。
- (2) 数量計算は、工事費算出の基礎となるものであり、工事実施に必要となるものすべてについて算出しなければならない。数量計算書の作成については札幌市土木設計業務共通仕様書によること。
- (3) 電算により設計計算を行う場合は、使用した計算式とその理論、根拠、入力データの諸数値並びに計算結果の主要数値を一覧表で整理すること。また、計算結果については、図または表によりわかりやすくまとめることとし、電算用語については、その説明を明示すること。
- (4) 設計結果に基づいて、工事費の概算金額を算出すること。
- (5) 設計にあたり、参画事業者、道路占用事業者との打合せを十分に行うこと。
- (6) 機器設置場所等の設置位置決定に際しては、地先関係者等と十分に協議を行い設計に反映すること。
- (7) 現地調査、資料収集等にて、既設埋設管等の現況を的確に把握し、管路部・特殊部の設計にあたり、必要な調査が生じた場合は、別途担当職員と協議すること。
- (8) 削孔しての接続予定していた国道部のハンドホールの鉄筋探査を過年度に行った結果、構造計算を満足しないことが判明している。図面・数量調書の修正にあたっては電線管理者との協議結果に基づき設計すること。

■ 特 記 仕 様 書（管理図作成） ■

1 管理図の作成

(1) 業務内容

電線共同溝新設工事のうち、電線共同溝部分の出来形に合わせて本市が貸与する図面（CAD）データを変更・修正・追記するものとする。変更・修正に当たっては、CAD のレイヤー機能を活用し、以下の図面を効率よく出力できるよう工夫すること。

- ① 変更部分を朱書きとした新旧併記図面
- ② 最終出来形図（94 枚）
- ③ 貸与、修正対象図面：電線共同溝新設工事 94 枚

(2) 提出種類

図面 CAD データを電子媒体に記録し、提出すること。管理図としての印刷製本は不要。

(3) 成果品提出時期

当該図面は、以降に記載する調書類作成の基礎資料となるものであることから、電線共同溝新設工事のうち電線共同溝敷設工の完了を目処に、速やかに図面データを提出できるよう逐次作業を進めること。なお、提出の時期については、担当職員の指示による。

2 整備計画書（変更）の作成

(1) 業務内容

電線共同溝整備工事に先立ち作成された整備計画書（当初）を電線共同溝新設工事の出来形に併せて変更し、整備計画書（変更）を作成するものとする。変更に当たっては、本市が貸与する当初計画データ（エクセル・ワード）を修正するものとし、内容は以下のとおりとする。

①整備計画書

- 敷設計画書
- 建設負担金資金計画書
- 建設負担金算定調書（電線管理者毎）
- 企業別建設負担金延長算出調書
- 電線共同溝占用数量調書（一覧表）
 - ・電線共同溝占用数量調書
 - ・電力系（縦断部、横断部、引込部、連系部）各社占用数量集計
 - ・通信系（縦断部、横断部、引込部、連系部）各社占用数量集計

②図 面

・位置図（1：10000）

・図 面

- ・電線共同溝整備計画図（平面図）
- ・縦断図
- ・土工定規図
- ・ケーブル収用形態図
- ・特殊部管路配置図
- ・地上機器部組立図、通信接続部組立図
- ・幹線管路線形図
- ・引込管路線形図、連系管路線形図（縦断図含む）
- ・占用予定者別占用部分図（電線管理者毎）
- ・その他、担当職員が指定する図面

※ 1. 管理図の作成で作成した図面（いずれも最終出来形図）を流用・添付。

(2) 中間成果の提出

業務期間中、電線共同溝新設工事のうち電線共同溝敷設工の完了を目処に、速やかに「**整備計画書（変更）（案）**」を電子ファイルで提出し、各電線管理者に確認の後、担当職員の指示により必要に応じて修正を行うこと。なお、各電線管理者への内容確認作業は、担当職員が行う。

(3) 成果品の提出

「整備計画書（変更）」のデータを電子媒体に取りまとめ、提出すること。また、①整備計画書、②図面（縮小製本）を印刷・ファイリングし、1部提出すること。

3 電線共同溝管理台帳の作成

(1) 業務内容

本市が電線共同溝を管理する上で必要となる管理台帳を作成する。別紙「電線共同溝管理台帳作成要領」に基づき、エクセルファイルで作成するものとする。また、台帳の管路配置図は、オートシェイプでの作成を標準とする。

(2) 中間成果の提出

業務期間中、電線共同溝新設工事のうち電線共同溝敷設工が完了し、電線管理者による入線作業開始を目処に、速やかに「**電線共同溝管理台帳（案）**」を電子ファイルで提出し、担当職員の指示により必要に応じて修正を行うこと。なお、内容確認作業は、担当職員が行う。

(3) 成果品の提出

電線共同溝管理台帳のデータを電子媒体に取りまとめ、提出すること。また、電線共同溝管理台帳を印刷・ファイリングし、1部提出すること。

4 連系設備引渡書の作成

(1) 業務内容

電線共同溝整備工事の完了後、各電線管理者に提出する連系設備引渡書を作成するものとする。作成にあたっては、本市が指定する様式（エクセル・ワード）に必要事項を記入するものとし、内容は以下のとおりとする。

① 連系設備引渡書関連書類

- ・引渡設備内訳書（連系設備部分 電線管理者毎）

② 図 面（共通）

- ・位置図（1：10000）
- ・図 面
 - ・電線共同溝整備計画図（平面図）
 - ・縦断図
 - ・連系設備立上詳細図
 - ・連系管路線形図（縦断図含む）
 - ・その他、担当職員が指定する図面

※ 1. 管理図の作成で作成した図面（いずれも最終出来形図）を流用・添付。

③ 連系設備部写真

- ・連系設備部の写真は、JPG形式のものを担当職員が工事請負者より入手し提供するので、電線管理者毎に取りまとめること。

(2) 中間成果の提出

業務期間中、電線共同溝新設工事のうち電線共同溝敷設工が完了し、電線管理者による入線作業開始を目処に、「**連系設備引渡書（案）**」を電子ファイルで提出し、各電線管理者に確認の後、担当職員の指示により必要に応じて修正を行うこと。なお、各電線管理者への確認作業は、担当職員が行う。

(3) 成果品の提出

「連系設備引渡書」のデータを電子媒体に取りまとめ、提出すること。また、①連系設備関連書類、②図面（縮小製本）、③連系設備部写真を印刷・ファイリングし、1部提出すること。

5 数量調書の修正

(1) 業務内容

上記電線共同溝新設工事のうち、電線共同溝部分の出来形に合わせて本市が貸与する数量調書データを変更（※ 電線共同溝敷設にかかる部分のみとし、道路改築等の関連部分は含まない。）するものとする。

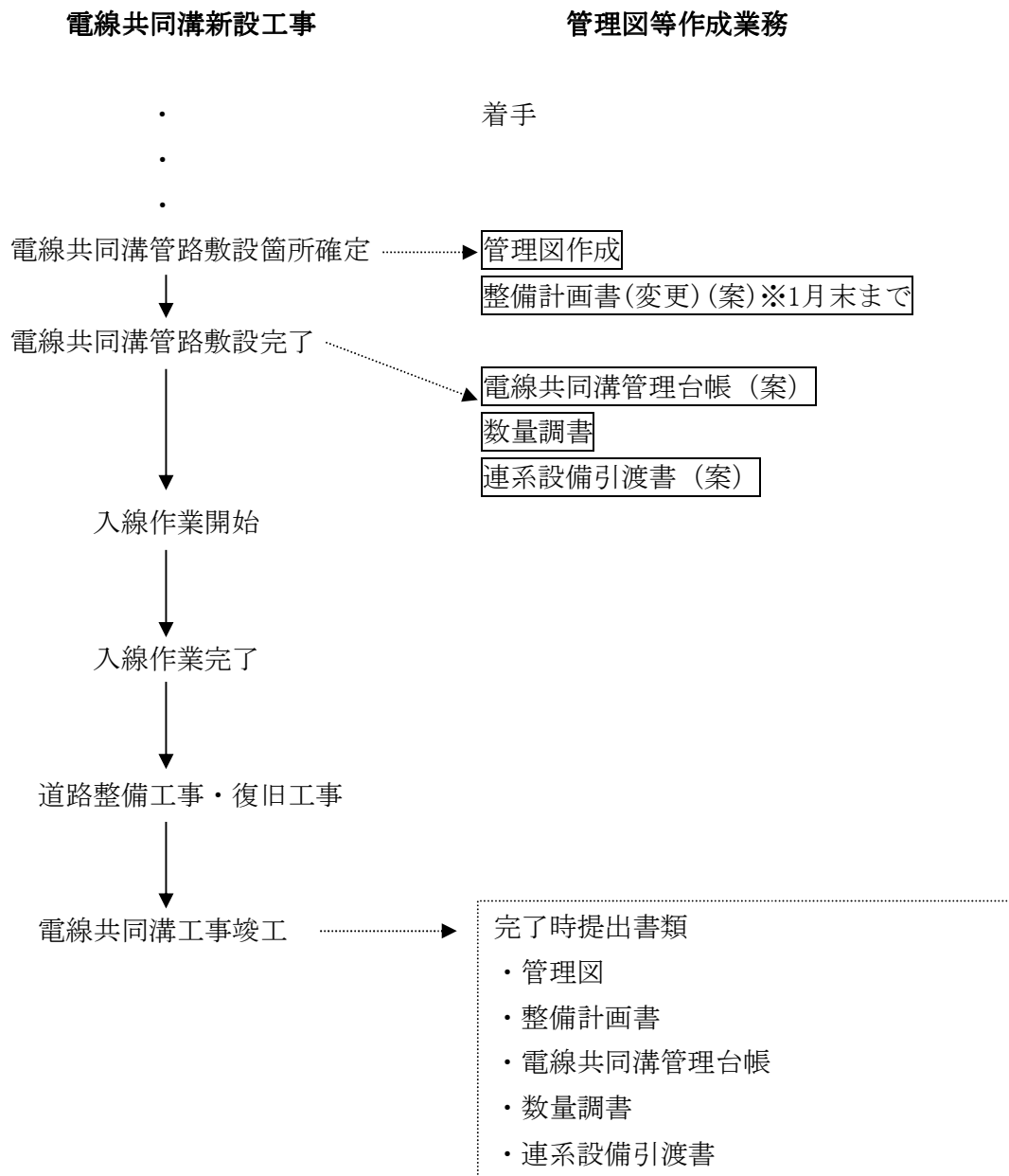
(2) 提出種類

修正した数量調書データを電子媒体に記録し、提出すること。また、数量調書を印刷・ファイリングし、1部提出すること。

(3) 成果品提出時期

電線共同溝新設工事のうち電線共同溝敷設工の完了後、データを速やかに提出できるよう逐次作業を進めること。なお、提出の時期については、担当職員の指示による。

【参考】業務履行フロー



個人情報の取扱いに関する特記事項

(当初から個人情報の取扱いを委託する設計等用)

(個人情報の保護に関する法令等の遵守)

第1条 受託者は、「個人情報の保護に関する法律」(平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。)、個人情報保護委員会が定める「個人情報の保護に関する法律についての事務対応ガイド(行政機関等向け)」(以下「事務対応ガイド」という。)、札幌市情報セキュリティポリシー」等に基づき、この個人情報の取扱いに関する特記事項(以下「特記事項」という。)を遵守しなければならない。

(管理体制の整備)

第2条 受託者は、個人情報(個人情報保護法第2条第1項に規定する個人情報をいう。以下同じ。)の安全管理について、内部における管理体制を構築し、その体制を維持しなければならない。

(管理責任者及び従業者)

第3条 受託者は、個人情報の取扱いに係る保護管理者及び従業者を定め、書面(当該書面に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。以下同じ。)により委託者に報告しなければならない。

- 2 受託者は、個人情報の取扱いに係る保護管理者及び従業者を変更する場合の手続を定めなければならない。
- 3 受託者は、保護管理者を変更する場合は、事前に書面により委託者に申請し、その承認を得なければならない。
- 4 受託者は、従業者を変更する場合は、事前に書面により委託者に報告しなければならない。
- 5 保護管理者は、特記事項に定める事項を適切に実施するよう従業者を監督しなければならない。
- 6 従業者は、保護管理者の指示に従い、特記事項に定める事項を遵守しなければならない。

(取扱区域の特定)

第4条 受託者は、個人情報を取り扱う場所(以下「取扱区域」という。)を定め、書面により委託者に報告しなければならない。

- 2 受託者は、取扱区域を変更する場合は、事前に書面により委託者に申請し、その承認を得なければならない。
- 3 受託者は、委託者が指定した場所へ持ち出す場合を除き、個人情報を定められた場所から持ち出してはならない。

(守秘義務)

第5条 受託者は、本委託業務の履行により直接又は間接に知り得た個人情報を第三者に漏らしてはならない。

- 2 受託者は、その使用する者がこの契約による業務を処理するに当たって知り得た個人情報
を他に漏らさないようにしなければならない。
- 3 前2項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても、また同様とする。
- 4 受託者は、本委託等業務に関わる保護管理者及び従業者に対して、秘密保持に関する誓
約書を提出させなければならない。

(再委託)

第6条 受託者は、やむを得ない理由がある場合を除き、本委託等業務の一部を第三者へ委
託（以下「再委託」という。）してはならない。

- 2 受託者が再委託する場合には、あらかじめ委託者に書面により申請し、委託者から承諾
を得なければならない。
- 3 受託者は、本委託等業務のうち、個人情報を取り扱う業務の再委託を申請する場合には、
委託者に対して次の事項を明確に記載した書面を提出しなければならない。
 - (1) 再委託先の名称
 - (2) 再委託する理由
 - (3) 再委託して処理する内容
 - (4) 再委託先において取り扱う情報
 - (5) 再委託先における安全性及び信頼性を確保する対策
 - (6) 再委託先に対する管理及び監督の方法
- 4 受託者は、前項の申請に係る書面を委託者に対して提出する場合には、再委託者が委託
者指定様式（本契約締結前に受託者が必要事項を記載して委託者に提出した様式をいう。）
に必要事項を記載した書類を添付するものとする。
- 5 委託者が第2項の規定による申請に承諾した場合には、受託者は、再委託先に対して本
契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、委託者に対して再委託先の全ての行為及
びその結果について責任を負うものとする。
- 6 委託者が第2項から第4項までの規定により、受託者に対して個人情報を取り扱う業務
の再委託を承諾した場合には、受託者は、再委託先との契約において、再委託先に対する
管理及び監督の手段及び方法について具体的に規定しなければならない。
- 7 前項に規定する場合において、受託者は、再委託先の履行状況を管理・監督するととも
に、委託者の求めに応じて、その管理・監督の状況を適宜報告しなければならない。

(複写、複製の禁止)

第7条 受託者は、本委託等業務を処理するに当たって、委託者から提供された個人情報
が記録された資料等を、委託者の承諾を得ることなく複写し、又は複製してはならない。

(派遣労働者等の利用時の措置)

- 第8条 受託者は、本委託等業務を派遣労働者、契約社員その他の正社員以外の労働者に行
わせる場合は、正社員以外の労働者に本契約に基づく一切の義務を遵守させなければなら
ない。
- 2 受託者は、委託者に対して、正社員以外の労働者の全ての行為及びその結果について責
任を負うものとする。

(個人情報の管理)

第9条 受託者は、本委託等業務において利用する個人情報を保持している間は、事務対応ガイドに定める各種の安全管理措置を遵守するとともに、次の各号の定めるところにより、当該個人情報の管理を行わなければならない。

- (1) 個人情報を取り扱う事務、個人情報の範囲及び同事務に従事する従業者を明確化すること。
- (2) 組織体制の整備、取扱状況を確認する手段の整備、情報漏えい等事案に対応する体制の整備、取扱状況の把握及び安全管理措置の見直しを行うこと。
- (3) 従業者の監督を行うこと。
- (4) 個人情報を取り扱う区域の管理、機器及び電子媒体等の盗難等の防止、電子媒体等の取扱いにおける漏えい等の防止、個人情報の削除並びに機器及び電子媒体等の廃棄を行うこと。
- (5) アクセス制御、アクセス者の識別と認証、外部からの不正アクセス等の防止及び情報漏えい等の防止を行うこと。

(提供された個人情報の目的外利用及び第三者への提供の禁止)

第10条 受託者は、本委託等業務において利用する個人情報について、本委託等業務以外の目的で利用し、又は第三者へ提供してはならない。

(受渡し)

第11条 受託者は、委託者と受託者との間の個人情報を含む書類等の受渡しを行う場合には、委託者が指定する方法による受渡し確認を行うものとする。

(個人情報の返還、消去又は廃棄)

第12条 受託者は、本委託等業務の終了時に、本委託等業務において利用する個人情報について、委託者の指定した方法により、返還、消去又は廃棄しなければならない。

- 2 受託者は、本委託等業務において利用する個人情報を消去又は廃棄する場合は、事前に消去又は廃棄すべき個人情報の項目、媒体名、数量、消去又は廃棄の方法及び処理予定日を書面により委託者に申請し、その承諾を得なければならない。
- 3 受託者は、個人情報の消去又は廃棄に際し委託者から立会いを求められた場合は、これに応じなければならない。
- 4 受託者は、前3項の規定により個人情報を廃棄する場合には、当該個人情報が記録された電磁的記録媒体の物理的な破壊その他当該個人情報を判読不可能とするのに必要な措置を講じなければならない。
- 5 受託者は、個人情報を消去し、又は廃棄した場合には、委託者に対してその日時、担当者名及び消去又は廃棄の内容を記録した書面で報告しなければならない。

(定期報告及び緊急時報告)

第13条 受託者は、委託者から、個人情報の取扱いの状況について報告を求められた場合は、直ちに報告しなければならない。

- 2 受託者は、個人情報の取扱状況に関する定期報告及び緊急時報告の手順を定めなければならない。

(監査及び調査)

第14条 委託者は、本委託等業務に係る個人情報の取扱いについて、本契約の規定に基づき必要な措置が講じられているかどうか検証及び確認するため、受託者及び再委託者に対して、実地の監査又は調査を行うことができる。

2 委託者は、前項の目的を達するため、受託者に対して必要な情報を求め、又は本委託等業務の処理に関して必要な指示をすることができる。

(事故時の対応)

第15条 受託者は、本委託等業務に関し個人情報の漏えい等の事故（個人情報保護法違反又はそのおそれのある事案を含む。）が発生した場合は、その事故の発生に係る帰責の有無にかかわらず、直ちに委託者に対して、当該事故に関わる個人情報の内容、件数、事故の発生場所、発生状況等を書面により報告し、委託者の指示に従わなければならない。

2 受託者は、個人情報の漏えい等の事故が発生した場合に備え、委託者その他の関係者との連絡、証拠保全、被害拡大の防止、復旧、再発防止の措置を迅速かつ適切に実施するために、緊急時対応計画を定めなければならない。

3 委託者は、本委託等業務に関し個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。

(契約解除)

第16条 委託者は、受託者が特記事項に定める業務を履行しない場合は、特記事項に関連する委託等業務の全部又は一部を解除することができる。

2 受託者は、前項の規定による契約の解除により損害を受けた場合においても、委託者に対して、その損害の賠償を請求することはできないものとする。

(損害賠償)

第17条 受託者の責めに帰すべき事由により、特記事項に定める義務を履行しないことにより委託者に対する損害が発生させた場合は、受託者は、委託者に対して、その損害を賠償しなければならない。

【様式 1】

個人情報の取扱いに係る安全管理措置実施申出書
(当初から個人情報の取扱いを委託する設計等用)

年 月 日

(商号又は名称)

(代表者氏名)

業務番号:

業務名:

個人情報取扱事務について下記のとおり安全管理措置を実施することを申し出ます。

記

1 個人情報の取扱いに関する基本方針、規程及び取扱手順の策定

貴社の策定した個人情報の取扱いに関する基本方針、規程及び取扱手順等をご記入ください。併せて、当該規程をご提出ください。

基本方針、規程及び取扱手順等を策定していない場合は、下記の記載欄に「契約書の特記事項を遵守する」旨の宣誓をお願いいたします。

.....
.....

2 個人情報の取扱いに関する総括保護管理者及び保護管理者の設置

個人情報の取扱いに関する総括保護管理者及び保護管理者を記入してください。上記 1 により提出した基本方針等に記載がある場合は不要です。なお、付箋等で該当箇所をご教示願います。

(総括保護管理者)

(保護管理者)

3 従業者の指定及び監督

(1) 当該業務に従事する従業者を「従業者名簿」にてご提出ください。名簿での提出が難しい場合は、当該業務を担当する部署名又はグループ名等を記入してください。

(部署名又はグループ名等)

(2) 従業員の秘密保持に関する事項が明記されている書類をご提出ください。該当する書類がない場合は、各従業員から、当該業務において知り得た個人情報についてその秘密を保持する旨の誓約書を徴して提出してください。

4 管理区域の設定及び安全管理措置の実施

設定した管理区域の名称（事務所名等）についてご記入ください。また、当該区域の施錠装置の有無について、当てはまるものの□欄を■とチェックしてください。施錠装置が無い場合は、代替となる安全管理措置についてその他欄にご記入ください。

・管理区域の名称

施錠装置 ☐ 有り ☐ 無し

その他 ()

5 セキュリティ強化のための管理策

文書・電子媒体等について、その管理策で当てはまるものの□欄を■とチェックしてください。その他の策を実施している場合は、具体的な策をご記入ください。

- ☐ 取り扱うことができる従業者を定めている。
- ☐ セキュリティ対策ソフトウェア等を導入している。
- ☐ 施錠できる耐火金庫等に保管している。
- ☐ 電子データを保存する時は、暗号化又はパスワードを設定している。
- ☐ その他

※具体的な策を以下にご記入ください。

.....

6 事件・事故における報告連絡体制

当該業務に関して、個人情報漏洩、滅失又は毀損等の事件や事故が発生した場合の本市への連絡を行う責任者の氏名を記入してください。連絡責任者は、総括保護管理者又は保護管理者と同一の者でも構いません。

(連絡責任者)

7 情報資産を持ち運ぶ際の保護体制

情報資産を持ち運ぶ際の保護体制についてご記入ください。貴社の保護体制が各項目の内容に合致している場合は、□欄を■とチェックしてください。なお、その他の対策を実施している場合は、対策をご記入ください。

- ☐ 情報資産を持ち運ぶ場合は、施錠した搬送容器を使用している。
- ☐ 複数人で持ち運ぶこととしている。
- ☐ その他の盗難及び紛失対策を実施している。

※対策を以下にご記入ください。

.....

【様式 5】

個人情報取扱状況報告書

(当初から個人情報の取扱いを委託する設計等用)

年 月 日

札幌市長

様

住 所

会社名

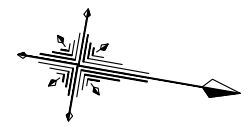
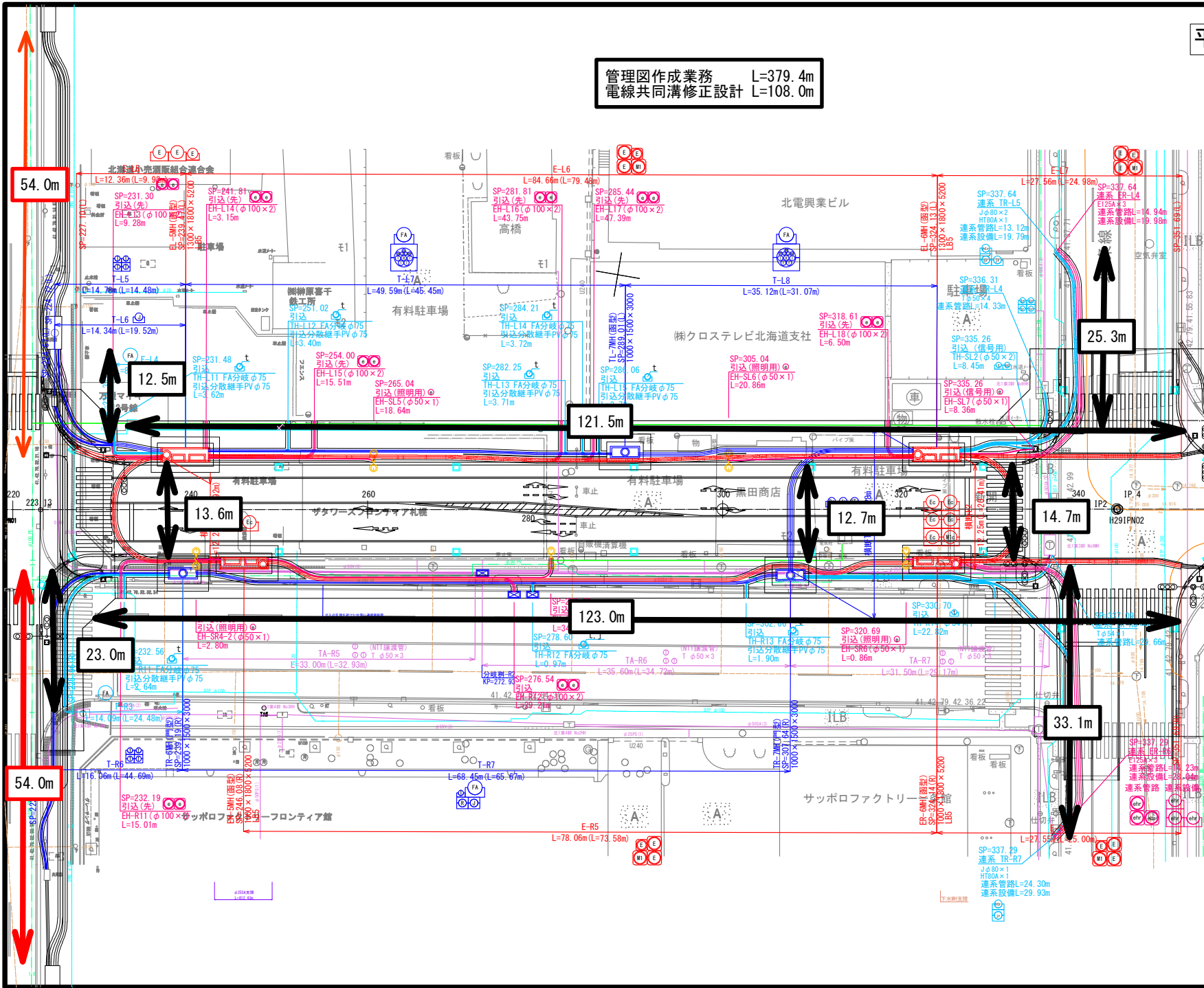
代表者名

個人情報の取扱いに関する特記事項に基づき実施している安全管理対策の実施状況について下記のとおり報告いたします。

記

受託業務名	
受託期間	
対象期間	
安全管理対策の実施状況	
1 当該業務において、標記特記事項に従い、安全管理対策を適切に実施しています。また、個人情報の取扱いに係る安全管理措置実施申出書（当初から個人情報の取扱いを委託する設計等用）の提出時点からの変更有無等について、以下のとおり報告いたします。 (1) 従業員の指定等（変更なし・変更あり） (2) 管理区域の設定及び安全管理措置の実施（変更なし・変更あり） (3) セキュリティ強化のための管理策（変更なし・変更あり） (4) 事件・事故における報告連絡体制（変更なし・変更あり） ○（発生した場合）事件・事故の状況： (5) 情報資産を持ち運ぶ際の保護体制（変更なし・変更あり） ○（実績ある場合）概要： (6) その他個人情報の取扱いに係る安全管理措置実施申出書（当初から個人情報の取扱いを委託する設計等用）からの変更（なし・あり）	
2 その他特記事項等	

管理図作成業務 L=379.4m
電線共同溝修正設計 L=108.0m



地下埋設物凡例

---	下水道
---	上水道
---	北電
---	北ガス
---	NTT
---	情報ボックス
---	電線共同溝

参入企業	ケーブル種別	記号
北海道電力	電力・通信ケーブル	E
東日本電信電話	通信ケーブル	T
北海道総合通信網	通信ケーブル	HT
株式会社コム	通信ケーブル	J
札幌ケーブル	通信ケーブル	CT1
札幌ケーブル	通信ケーブル	CT2
道路管理者（札幌市）	通信ケーブル	R

事業年度	令和7年度
工事名	国庫補助事業 7・4・43第4目通 (国道12号～北2条通間) 電線共同溝管理図作成業務
図面名	C02計画平面図
縮尺	1:400 図面番号 1
札幌市建設局土木部	

令和 7 年 度

業務設計書（見積参考）

業務名： 国庫補助事業 7・4・43東4丁目通（国道12号～北2条通間）電線共
同溝管理図作成業務

本設計書は、発注者の施工計画に基づいて作成した設計図書の一部を、見積り算定の参考として提示するもので、
契約上、これを拘束するものではありません。

令和 7 年 6 月 単価適用

建設局 土木部 工事課 街路工事一係

設計総括表（金抜き）

業務番号		業務名	国庫補助事業 7・4・43東4丁目通（国道12号～北2条通間）電線共同溝管理図作成業務	当 初	業務	設計業務		
					項目	道路構造物設計		
項目・工種・種別				単位	数量	数量増減	摘要	
道路構造物設計				式	1			
管理図作成				式	1			
電線共同溝(C・C・Box)詳細設計				式	1			
詳細打合せ				式	1			
修正設計				式	1			
電線共同溝(C・C・Box)詳細設計				式	1			
直接経費				式	1			
直接経費				式	1			
旅費交通費				式	1			
電子成果品作成費				式	1			
直接原価				式	1			
直接経費及び間接原価（その他原価				式	1			
業務原価				式	1			

設計総括表（金抜き）

[illegible]

設計内訳書（金抜き）

業務番号		業務名	国庫補助事業 7・4・43東4丁目通（国道12号～北2条通間）電線共同溝管理図作成業務	当 初	業務	設計業務	
					項目	道路構造物設計	
項目・工種・種別・細別			規格	単位	数量	数量増減	摘要
道路構造物設計				式	1		
管理図作成				式	1		
電線共同溝 (C・C・Box) 詳細設計				式	1		
電線共同溝 (C・C・Box) 詳細設計 (全体			設計延長 379m 予備設計成果有 補正地域なし	式	1		内-1号
詳細打合せ				式	1		
打合せ			中間打合せの回数 1回	式	1		内-2号
修正設計				式	1		
電線共同溝 (C・C・Box) 詳細設計				式	1		
電線共同溝 (C・C・Box) 詳細設計 (全体			設計延長 108m 予備設計成果有 補正地域なし	式	1		内-3号
直接経費				式	1		
直接経費				式	1		
旅費交通費				式	1		

設計内訳書（金抜き）

業務番号		業務名	国庫補助事業 7・4・43東4丁目通（国道12号～北2条通間）電線共 同溝管理図作成業務	当 初	業務	設計業務	
					項目	直接経費	
項目・工種・種別・細別			規格	単位	数量	数量増減	摘要
旅費交通費(率計上)				式	1		内-4号
電子成果品作成費				式	1		
電子成果品作成費				式	1		内-5号
直接原価				式	1		
直接経費及び間接原価（その他原価				式	1		
業務原価				式	1		
一般管理費等				式	1		
設計業務価格				式	1		
消費税等相当額				式	1		
業務委託料				式	1		

一式当たり内訳書（金抜き）

第 1号内訳書	電線共同溝 (C・C・Box) 詳細設計 (全体設計)				単価適用年月	2025. 06
					歩掛適用年月	2025. 06
					労務調整-超過-規制	1. 000-00000002000
名 称		規 格	単 位	数 量	数量増減	摘 要
設計計画		379m 有 補正地域なし	箇所	0. 6		単一 1号
全体設計 (平面・縦断線形設計)		379m 有 補正地域なし				
全体設計 (数量計算)		379m 有 補正地域なし	箇所	1		単一 3号
関係機関との協議用資料作成		379m 有 補正地域なし				
照査		379m 有 補正地域なし	箇所	1		単一 5号
報告書作成		379m 有 補正地域なし				
			箇所	1		単一 6号
合 計						

一式当たり内訳書（金抜き）

第 2号内訳書	打合せ				単価適用年月	2025. 06
					歩掛適用年月	2025. 06
					労務調整-超過-規制	1. 000-00000002000
名称		規格	単位	数量	数量増減	摘要
打合せ		1回	業務	1		単一 7号
合 計						

一式当たり内訳書（金抜き）

第 3号内訳書				単価適用年月 歩掛適用年月 労務調整-超過-規制	2025. 06 2025. 06 1. 000-00000002000
電線共同溝 (C・C・Box) 詳細設計 (全体設計)					
名称	規格	単位	数量	数量増減	摘要
設計計画	108m 有 補正地域なし	箇所	1		単一 8号
全体設計 (設計条件の整理 検討)	108m 有 補正地域なし	箇所	1		単一 9号
全体設計 (平面・縦断線形設計)	108m 有 補正地域なし	箇所	1		単一 10号
全体設計 (数量計算)	108m 有 補正地域なし	箇所	1		単一 11号
管路部設計	108m 有 補正地域なし	箇所	1		単一 12号
施工計画	108m 有 補正地域なし	箇所	1		単一 13号
関係機関との協議用資料作成	108m 有 補正地域なし	箇所	1		単一 14号
照査	108m 有 補正地域なし	箇所	1		単一 15号
報告書作成	108m 有 補正地域なし	箇所	1		単一 16号
合 計					

一式当たり内訳書（金抜き）

[illegible]

一式当たり内訳書（金抜き）

[illegible]